規約改定について

〈改定前〉

第1条 (名称)

本会は、ジャパン・ナショナル・ヤング・ウォーター・プロフェッショナルズ(英文名 Japan National Young Water Professionals 略称 Japan-YWP)と称する。

第2条 (設置)

本会は、International Water Association (IWA) 国内委員会の下部組織であり、その設置は IWA 国内委員会規約第9条の2に基づく。

第3条 (目的)

本会は、上下水道・水環境等の水関連分野の 若手の横断的な連携を促進し、国内・国外の 多様な水の問題に対して積極的な貢献を果 たすことを目的とする。

第4条 (活動内容)

本会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 研究機関、自治体、民間企業等に所属する水関連分野の若手のネットワーキング
- (2) 国内・国際ワークショップ、セミナーの 開催と情報発信
- (3) 国内・国際学会や各種イベントの情報の 集約と参加促進・支援
- (4) IWA イベントへの参画、他国の YWP との交流親善
- (5) その他、本会の目的を達成するために必要な活動

第5条 (会員の構成)

会員は、本会の目的に賛同する教育・研究機 関(学生を含む)、中央官庁・地方自治体、 民間企業等などの水関連分野の若手とす る。 〈改定後(案)〉

第1条 (名称)

本会は、ジャパン・ナショナル・ヤング・ ウォーター・プロフェッショナルズ(英文 名 Japan National Young Water Professionals 略称 Japan-YWP)と称す る。

第2条 (設置)

本会は、International Water Association (IWA) 国内委員会の下部組織であり、その設置は IWA 国内委員会規約第9条の2に基づく。

第3条 (目的)

本会は、上下水道・水環境等の水関連分野 の若手の横断的な連携を促進し、国内・国 外の多様な水の問題に対して積極的な貢献 を果たすことを目的とする。

第4条 (活動内容)

本会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 研究機関、自治体、民間企業等に所属する水関連分野の若手のネットワーキング
- (2) 国内・国際ワークショップ、セミナーの 開催と情報発信
- (3) 国内・国際学会や各種イベントの情報の集約と参加促進・支援
- (4) IWA イベントへの参画、他国の YWP との交流親善
- (5) その他、本会の目的を達成するために 必要な活動

第5条 (会員の構成)

会員は、本会の目的に賛同する教育・研究機関(学生を含む)、中央官庁・地方自治体、民間企業等などの水関連分野の若手とする。

第6条 (入会・退会・除名)

入会希望者は、運営委員会の定める入会規程に従うものとする。

- 2 退会希望者は、運営役員会の定める退会 規程に従うものとする。
- 3 本会の目的に重大に違反する行為のあった会員は、運営委員会の協議を経て、代表がこれを除名することができる。

第7条 (運営委員)

本会には以下の運営委員を置き、本会の運営を担当する。

- (1) 代表 原則 1 名 (ただし、状況に応じて 「共同代表」を置くことができる)
- (2) 副代表 若干名
- (3) 総務委員 複数名
- (4) 企画委員 複数名
- (5) 広報委員 複数名
- (6) 戦略委員 複数名
- (7) その他代表が必要と認める委員
- 2 運営委員は会員の中から互選するものとする。なお、副代表以下の委員は、代表が指名できるものとする。
- 3 運営委員の任期は原則 2 年とし、再任を 妨げない。
- 4 代表は、本会の運営に関して運営委員会 を招集して諮り、決定事項を会員に報告す るものとする。
- 5 第1項第7号に定めるその他代表が認める委員については、運営委員会の合意又は書面若しくは電磁的記録による同意に基づき設置するものとする。

第6条 (入会・退会・除名)

入会希望者は、運営委員会の定める入会規程に従うものとする。

- 2 退会希望者は、<u>運営委員会</u>の定める退会 規程に従うものとする。
- 3 本会の目的に重大に違反する行為のあった会員は、運営委員会の協議を経て、代表がこれを除名することができる。

第7条 (運営委員会)

本会には運営委員会を置く。

- 2 運営委員会は、以下の運営委員によって組織し、本会の運営を担当する。
- (1) 代表 原則 1 名 (ただし、状況に応じて「共同代表」を置くことができる)
- (2) 副代表 若干名
- (3) 総務委員 複数名
- (4) 企画委員 複数名
- (5) 広報委員 複数名
- (6) 戦略委員 複数名
- (7) その他代表が必要と認める委員
- 3 運営委員は会員の中から選任する。
- 4 運営委員の任期は原則2年とし、再任を妨げない。
- 5 代表は運営委員の中から互選し、総会に て承認するものとする。なお、副代表以下 の委員は、代表が指名できるものとする。
- 6 第1項第7号に定めるその他代表が認め る委員については、運営委員会の合意又は 書面若しくは電磁的記録による同意に基づ き設置するものとする。
- 7 代表は、本会の運営に関して運営委員会 を開催し、以下の項目について審議する。 事項によってはメール審議も可能とする。
- (1)本会の活動方針
- (2)本会の財務
- (3)本会の運営
- (4)その他必要な内容
- 8 運営委員会の決定事項は会員に報告するものとする。

第8条 (運営委員の役割)

第8条 (運営委員の役割)

代表は、本会を代表して会務を総括する。

- 2 副代表は代表を補佐し、代表に不都合のあるときは、代表役務を代行する。
- 3 総務委員は、会員管理、各種企画の運営、 予算管理などを担当する。
- 4 企画委員は、本会の活動内容の企画・立案・調整などを担当する。
- 5 広報委員は、本会の広報活動を担当する。
- 6 戦略委員は、本会の地方における活動を 支援・促進するための活動内容の企画・立 案・調整などを担当する。

代表は、本会を代表して会務を総括する。

- 2 副代表は代表を補佐し、代表に不都合のあるときは、代表役務を代行する。
- 3 総務委員は、会員管理、各種企画の運営、 予算管理などを担当する。
- 4 企画委員は、本会の活動内容の企画・立案・調整などを担当する。
- 5 広報委員は、本会の広報活動を担当する。
- 6 戦略委員は、本会の地方における活動を 支援・促進するための活動内容の企画・立 案・調整などを担当する。

第9条 (支部の設置)

本会は、第3条に定める目的に従い、運営 委員会の議決により、必要の地に支部を置 くことができる。

- 2 支部は、本会運営委員会と協力し、第4 条に定める活動を行うものとする。
- 3 支部には以下の運営委員を置き、主に支部の運営を担当する。
- (1) 支部代表 原則 1 名 (ただし、状況に 応じて「共同代表」を置くことができる)
- (2) 支部副代表 若干名
- (3) 事務局員 複数名
- 4 支部代表は会員の中から選定し、運営委員会にて承認するものとする。なお、支部 副代表以下の委員は、支部代表が指名できるものとする。
- 5 支部は、本会運営委員会に参加し、活動 状況を報告するものとする。

第9条 (会計)

本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌 年3月31日に終る。

2 収入が発生した場合、年度終了時に代表が会員に会計報告を行うものとする。

第10条 (IWA 国内委員会への報告等) 代表は、本会の活動状況を IWA 国内委員会 において毎年度報告するものとする。

2 代表は、IWA 国内委員会委員長の求めがある場合は、国内委員会に出席するものとする。

第 10 条 (会計)

本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌 年3月31日に終る。

2 総会にて、会員に会計報告を行うものとする。

第11条 (IWA 国内委員会への報告等)

代表は、本会の活動状況を IWA 国内委員会 において毎年度報告するものとする。

2 代表は、IWA 国内委員会委員長の求めが ある場合は、国内委員会に出席するものと する。 員会において本会を担当する委員が行うこ | 員会において本会を担当する委員が行うこ | とができるものとする。

第11条 (改廃)

この会則の改正・廃止・確認は、運営委員会 にて審議・決定するものとする。

3 第 1 項の報告は、代表に代わって国内委 3 第 1 項の報告は、代表に代わって国内委 3 第 1 項の報告は、代表に代わって国内委 とができるものとする。

第12条 (改廃)

この会則の改正・廃止・確認は、運営委員 会にて審議・決定するものとする。